

権 利 擁 護 部 会

1. 障害者差別解消支援地域協議会とは

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワーク（根拠：障害者差別解消法第17条）

2. 取組・検討内容

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ・関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- ・障害者差別に関する相談体制の整備
- ・障害者差別解消の取組事例の共有・分析
- ・斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ・障害者差別解消の取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- ・個別の相談事案に対する対応

※「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」より抜粋

3. 構成機関

想定される地域協議会の構成機関等

当事者		障害者団体、家族会 等
行政	国の機関	法務局、ハローワーク 等
	地方公共団体	障害施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防 等
関係 機関 団体	教育	校長会、PTA 連合会 等
	福祉	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
その他		学識経験者、自治会 等

※明確な規定はなく、地域の実情に応じて検討することとなっています。

4. 権利擁護部会での取組み

- ・障害者差別解消に係る相談事例・取組みの共有
- ・東京都障害者差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査結果の共有
- ・足立区における障害者差別解消に向けた課題の共有
- ・東京都障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る情報共有